

定額自動送金サービス規定

広島県信用組合

1. (振込の取扱い)

- (1) 定額自動送金の取扱いにあたっては、あらかじめ指定を受けた依頼書の記載内容にもとづき振込日の営業開始時に振込金額、振込手数料を指定預金口座から引落しのうえ、受取人口座へ振込いたします。
- (2) 振込日の営業開始時にご指定の預金口座の残高が引落とし金額に満たない場合は、当組合所定の時間毎に残高が引落とし金額に満ちたことを確認のうえ、再度引落しを行い、受取人口座へ振込いたします。
- (3) 前記の指定口座からの引落としについては当座勘定規定、または普通預金規定にかかわらず小切手の振り出しまたは預金通帳・払戻請求書の提出は受けず、当組合所定の方法により処理いたします。

なお、預金の引落とし通知および領収書の発行はいたしません。

2. (振込日)

振込日が休日の場合は、前営業日または翌営業日のいずれかあらかじめ指定された日を振込日として処理いたします。

なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

3. (振込金額)

振込金額は、毎月一定金額といたします。

4. (手数料)

- (1) 振込手数料は、取扱いの都度指定預金口座から引落とし処理いたします。この場合、前記第1条の(3)と同様に処理させていただきます。
- (2) 定額自動送金サービスの手数料は、金融情勢の変化等により変更することがあります。この場合、変更後の手数料は新料金をいただきます。

5. (振込不能時の取扱い)

- (1) 指定預金口座の残高が振込日の再引落とし時刻の14時において、振込額と手数料の合計金額に満たない場合は、特に通知せずにその月の振込は取り止めいたします。

なお、振込日において引落口座からの引落としが複数あり、指定預金口座の残高がその振込額と手数料の合計金額の総額に満たない場合にそのいずれを引落すかは当組合の任意とします。

- (2) 振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして指定預金口座へ振込額を返戻いたします。この場合、手数料については返戻いたしません。また、組戻手続きが必要な場合には、当組合所定の組戻手数料を別途申し受けます。

6. (振込の取り止め、変更)

振込を取り止める場合または振込指定項目を変更する場合は、直ちに取扱店へお届けのうえ所定の手続きをお取りください。お届け前の振込については、当組合はその責任を負いません。

7. (障害時の免責)

やむを得ない事由により通信機器・回線の障害等によって振込が遅延した場合において、当組合は責任を負いません。

8. (解約)

- (1) この契約は、取扱期間の満了をもって自動的に終了いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) 振込日に残高不足、送金先の受取口座なし等の理由により振込不能となることが重なり、当組合が必要と認めた場合はいつでもこの契約は解約できるものいたします。
- (4) 前項(1)～(3)にもとづき当組合で解約処理を行った場合、解約通知は省略させていただきます。

9. (責任負担)

この取扱いについて紛議が生じましても、当組合の責任によるものを除き、当組合は責任を負いません。

10. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和7年5月19日 現在)